

四万十町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町税条例	○四万十町税条例
平成18年 3 月20日 条例第53号	平成18年 3 月20日 条例第53号
(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収)	(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収)
第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。	第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。
	<u>(1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き町の区域内に住所を有する者でない者</u>
<u>(1)</u> 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の町の行なう介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者	<u>(2)</u> 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の町の行なう介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
<u>(2)</u> 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者	<u>(3)</u> 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 略	2 略
(年金所得に係る仮特別徴収税額等)	(年金所得に係る仮特別徴収税額等)
第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（<u>当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額</u>をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。	第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（<u>当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額</u>をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。
2 略	2 略
3 略	3 略
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)	(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
第6条 略	第6条 略
2～3 略	2～3 略
4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は<u>第20条第1項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中	4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は<u>第20条の2第1項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中

「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則<u>第20条第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。	「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則<u>第20条の2第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。
5 略	5 略
（寄付金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、<u>附則第19条の2第1項</u>又は<u>附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。	（寄付金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項_____又は<u>附則第20条の2第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。
（上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る町民税の課税の特例）	（上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る町民税の課税の特例）
第16条の3 当分の間、町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項_____において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合に_____ _____は、当該上場株式等の配当等に係る<u>利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「<u>上場株式等に係る配当所得等</u>の金額」という。）</u>に対し、上場株	第16条の3 当分の間、町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項<u>及び次項</u>において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合に<u>において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき</u>は、当該上場株式等の配当等に係る<u>配当所得については、同条第1項</u>及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る<u>配当所得の金額（以下</u>_____この項において「<u>上場株式等に係る配当所得の金額</u>」という。）に対し、上場株

式等に係る課税配当所得等の金額（<u>上場株式等に係る配当所得等の金額</u>（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。	式等に係る課税配当所得の金額（<u>上場株式等に係る配当所得の金額</u>（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。
2 <u>前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u>	2 <u>町民税</u> _____ _____ _____ _____ _____の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき<u>上場株式等の配当等</u>に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の<u>上場株式等の配当等</u>に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（1） 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」とする。	（1） 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得</u>の金額」とする。
（2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規	（2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規

定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る <u>配当所得等</u> の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「 <u>、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額</u> 」とする。	(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る <u>配当所得</u> の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「 <u>、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得</u> の金額」とする。
(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る <u>配当所得等</u> の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。	(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る <u>配当所得</u> の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。
(<u>一般株式等</u>)に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)	(<u>株式等</u>)に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)
第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する <u>一般株式等に</u> 係る譲渡所得等を有する場合には、当該 <u>一般株式等に</u> 係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該 <u>一般株式等に</u> 係る譲渡所得等の金額として <u>令附則第18条第5項</u> に定めるところにより計算した金額（ 	第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する <u>株式等に</u> 係る譲渡所得等を有する場合には、当該 <u>株式等に</u> 係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該 <u>株式等に</u> 係る譲渡所得等の金額として <u>令附則第18条第6項</u> に定めるところにより計算した金額（ <u>当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。</u> ）を除いて算定するものとする。 以下この項において「 <u>株式等に</u> 係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、 <u>株式等に</u> 係る課税譲渡所得等の金額（ <u>株式等に</u> 係る譲渡所得等の金額（ <u>第2項第1号</u> の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。
以下この項において「 <u>一般株式等に</u> 係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、 <u>一般株式等に</u> 係る課税譲渡所得等の金額（ <u>一般株式等に</u> 係る譲渡所得等の金額（ <u>次項第1号</u> の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。	以下この項において「 <u>株式等に</u> 係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、 <u>株式等に</u> 係る課税譲渡所得等の金額（ <u>株式等に</u> 係る譲渡所得等の金額（ <u>第2項第1号</u> の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する <u>一般株式等</u> に係る譲渡所得等の金額」とする。	(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する <u>株式等</u> に係る譲渡所得等の金額」とする。
(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する <u>一般株式等</u> に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する <u>一般株式等</u> に係る譲渡所得等の金額」とする。	(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する <u>株式等</u> に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する <u>株式等</u> に係る譲渡所得等の金額」とする。
(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する <u>一般株式等</u> に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。	(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する <u>株式等</u> に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。
<u>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</u>	<u>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</u>
<u>第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第</u>	<u>第19条の2 町民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又は同条第1項に規定する</u>

<u>2 項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</u>	<u>特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</u>
<u>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。</u>	<u>2 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</u>
	<u>3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時ま</u>

	<u>でに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</u>
	<u>第19条の3 削除</u>
	<u>(特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例)</u>
	<u>第19条の4 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。</u>
	<u>(源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例)</u>
	<u>第19条の5 町民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</u>
	<u>2 町民税の所得割の納税義務者が第33条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以下次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。</u>
	<u>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</u>
	<u>第19条の6 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(以</u>

	<u>下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。</u>
	<u>2 前項の町民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第33条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。</u>
	<u>3 第1項の規定の適用がある場合における附則第16条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第19条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。</u>
	<u>4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第6項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、</u>

	<u>これらの申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）の計算上控除する。</u>
	<u>5 前項の規定の適用がある場合における附則第16条の3第1項及び第2項並びに附則第19条第1項の規定の適用については、附則第16条の3第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第19条第1項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。</u>
	<u>6 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の町民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第19条の6第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは、「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。</u>
	<u>7 第4項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税</u>

	<u>特別措置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の6第6項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の6第6項において準用する前条第5項」とする。</u>
	<u>（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）</u>
	<u>第20条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。</u>
	<u>2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含</u>

	<u>む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u>
	<u>3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第5項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第19条第1項 に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</u>
	<u>4 前項の規定の適用がある場合における附則第19条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。</u>
	<u>5 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の町民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は</u>

	<u>雑損失の金額」とあるのは「附則第20条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。</u>
	<u>6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第5項」とする。</u>
（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）	（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）
<u>第20条</u> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。	<u>第20条の2</u> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（1） 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	（1） 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」とする。	(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」とする。
	<u>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)</u>
	<u>第20条の3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含</u>

	<u>む。以下この項において同じ。）を提出した場合（町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。</u>
	<u>2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。</u>
	<u>3 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の町民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第20条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。</u>
	<u>4 第1項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条の3第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条の3第</u>

	<u>3 項において準用する前条第 5 項」とする。</u>
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)
<u>第20条の2</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。	<u>第20条の4</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、 <u>附則第20条の2第1項</u> に規定する条約適用利子等の額」とする。	(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、 <u>附則第20条の4第1項</u> に規定する条約適用利子等の額」とする。
(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び <u>附則第20条の2第1項</u> の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに <u>附則第20条の2第1項</u> の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び <u>附則第20条の2第1項</u> の規定によ	(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び <u>附則第20条の4第1項</u> の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに <u>附則第20条の4第1項</u> の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び <u>附則第20条の4第1項</u> の規定によ

る町民税の所得割の額の合計額」とする。	る町民税の所得割の額の合計額」とする。
(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は <u>附則第20条の2第1項</u> に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。	(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は <u>附則第20条の4第1項</u> に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに <u>附則第20条の2第1項</u> に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに <u>附則第20条の2第1項</u> の規定による町民税の所得割の額」とする。	(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに <u>附則第20条の4第1項</u> に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに <u>附則第20条の4第1項</u> の規定による町民税の所得割の額」とする。
3 略	3 略
4 略	4 略
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、 <u>附則第20条の2第3項</u> に規定する条約適用配当等の額」とする。	(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、 <u>附則第20条の4第3項</u> に規定する条約適用配当等の額」とする。
(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び <u>附則第20条の2第3項</u> の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに <u>附則第20条の2第3項</u> の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び <u>附則第20条の2第3項</u> の規定によ	(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び <u>附則第20条の4第3項</u> の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに <u>附則第20条の4第3項</u> の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び <u>附則第20条の4第3項</u> の規定によ

る町民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「<u>附則第20条の2第4項</u>」とする。	る町民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「<u>附則第20条の4第4項</u>」とする。
(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る<u>利子所得の金額又は</u>配当所得の金額」とする。	(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る _____ 配当所得の金額」とする。
(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第3項</u>の規定による町民税の所得割の額」とする。	(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の4第3項</u>の規定による町民税の所得割の額」とする。
6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第	6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第20条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第

6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。	6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。
	<u>（保険料に係る個人の町民税の課税の特例）</u>
	<u>第 20 条の 5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいう。）については、法第 314 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。</u>
	<u>2 第 36 条の 2 第 4 項の規定は、前項の納税義務者（同条第 1 項又は第 3 項の規定によって同条第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「、医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。</u>